

平成23年4月19日

内閣官房知的財産戦略推進事務局 御中

インターネット知的財産権侵害品流通防止協議会

平成22年度インターネット知的財産権侵害品流通防止協議会報告書

拝啓 早春の候、貴事務局におかれましてはますますご清栄のことお喜び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本協議会は平成17年度以来、貴内閣官房知的財産戦略推進事務局をはじめとして、警察庁、経済産業省、総務省、文化庁、特許庁をオブザーバーに迎え、インターネットオークションを契機として為される知的財産権侵害品の流通問題解決について民間レベルでの協同作業を鋭意進めて参りましたことは、ご出席をいただいている貴事務局においてもご認識いただいておりますことと存じます。

貴事務局におかれましては、権利者・権利者団体とインターネットオークション事業者等の総意として、平成23年度の知的財産権保護政策立案の基としてご活用いただきたく、お願い申し上げます。

**【概要】**

1. 効果検証分科会の報告

オークション事業者による自主パトロール及び権利者からの通知に基づく削除等の措置が実施された結果、効果検証分科会設置以来、継続して侵害品出品率を低く抑えられていることが確認できた。また、昨年度から本協議会へ加盟したオークション事業者においても、着実に侵害率を減少させるなど改善がみられた。

2. 広報活動の成果（日本方式の普及）

「日本方式」の推進をはかるため、平成21年度報告書の英訳を行い、HPにて公表した。また、新たな試みとして当協議会に未加盟の権利者（団体）へ当協会の活動趣旨を紹介し日本方式の普及啓発を行った。

3. ガイドライン分科会の報告

「インターネット知的財産権侵害品流通防止ガイドライン」に関して、現在のオークション流通の実態を踏まえて、権利者（団体）及びオークション事業者共通の事

項を整理し双方の共通認識を改めて持つことを目的として、ガイドライン分科会を設置し、ガイドラインの改訂を行い、2011年1月より運用を開始した。

## 1. 効果検証分科会の報告

### (1) 調査

本年度も、削除要請及び自主削除を実際に行っている担当で構成される「効果検証分科会」を設置し、画面上の文章・画像から商標権及び著作権の侵害に該当すると判断できるものでありかつオークション事業者に出品停止要請が可能な物（表1）と、発信されている情報からオークション事業者において削除をする根拠が直接得られないが、諸情報を勘案すると購入し権利者が確認した場合には間違いなく侵害品であると思料される物（表2）と分けて検証を行った。なお、オークション事業者による自主パトロール及び権利者からの通知に基づく削除等の措置が効果的に機能していることを検証することを目的としているが、ガイドラインを周知し、実際に運用するにはある程度の期間を要することから、検証にあたっては、改訂前のガイドラインを基準としている。実施概要の詳細については別紙1の通りである。

また、昨年同様、実施概要に記載した1群（加盟事業者3社、表1・表2）のほかに、2群（加盟事業者2社、表3・表4）と、知的財産権侵害品に対してほとんど対策をとっていないと推察される非加盟の3群（対象1社、表5・表6）に分けて検証を行った。

【群の定義】		
	ガイドラインにて定める要件を充たす知的財産権侵害率	ガイドラインにて定める要件を充たさず、客観的に見て権利者（団体）が侵害品である可能性が高いと思料する物の出品率
1群	低い↘	低い↘
2群	低い↘	高い↗
3群	高い↗	高い↗

※1群はガイドラインにて定める要件を充たす知的財産権侵害率は低くかつガイドラインにて定める要件を充たさないが、客観的に見て権利者が侵害品である可能性が高いと思料する物の出品率も低いオークション事業者を指す。

※2群は、侵害品率が低く、侵害品である可能性が高いと思料する物の出品率が高いオークション事業者を指す。

※3群は、侵害品率及び侵害品である可能性が高いと思料する物の出品率が共に高いオークション事業者を指す。

(2) 検証結果

【1群（ヤフー・DeNA・楽天）】

	商標権		著作権		総計	
	検証母数	割合	検証母数	割合	検証母数	割合
2008年	13,334	1.39%	6,740	0.91%	20,074	1.23%
2009年	4,540	1.28%	7,433	1.22%	11,973	1.24%
2010年	3,019	0.43%	9,068	0.77%	12,087	0.69%

表1 ガイドラインにて定める要件を充たす知的財産権侵害品の出品率

	商標権		著作権		総計	
	検証母数	割合	検証母数	割合	検証母数	割合
2008年	13,334	0.19%	6,740	1.75%	20,074	0.72%
2009年	4,540	0.24%	7,433	0.93%	11,973	0.67%
2010年	3,019	0.36%	9,068	1.61%	12,087	1.30%

表2 ガイドラインにて定める要件を充たさないが、客観的に見て、権利者が侵害品である可能性が高いと思料する物の出品率

【2群（その他加盟事業者、2社）】

	商標権		著作権		総計	
	検証母数	割合	検証母数	割合	検証母数	割合
2008年	—	—	—	—	—	—
2009年	225	6.22%	38	0.00%	263	5.32%
2010年	242	1.65%	161	1.86%	403	1.74%

表3 ガイドラインにて定める要件を充たす知的財産権侵害品の出品率

	商標権		著作権		総計	
	検証母数	割合	検証母数	割合	検証母数	割合
2008年	—	—	—	—	—	—
2009年	225	4.89%	38	26.32%	263	7.98%
2010年	242	17.36%	161	0.62%	403	10.67%

表4 ガイドラインにて定める要件を充たさないが、客観的に見て、権利者が侵害品である可能性が高いと思料する物の出品率

【3群（非加盟事業者、2社）】

	商標権		著作権		総計	
	検証母数	割合	検証母数	割合	検証母数	割合
2008年	—	—	—	—	—	—
2009年	451	69.62%	19	0.00%	470	66.81%
2010年	300	84.33%	55	0.00%	355	71.27%

表5 ガイドラインにて定める要件を充たす知的財産権侵害品の出品率

	商標権		著作権		総計	
	検証母数	割合	検証母数	割合	検証母数	割合
2008年	—	—	—	—	—	—
2009年	451	25.50%	19	0.00%	470	24.47%
2010年	300	15.33%	55	9.09%	355	14.37%

表6 ガイドラインにて定める要件を充たさないが、客観的に見て、権利者が侵害品である可能性が高いと思料する物の出品率

(3) 分析

知的財産権侵害品対策が先行する1群（表1）においては、極めて軽微な増加が一部みとめられたが、全体として低位に安定している。2群（表3）の数値に関しては、1群（表1）の数値に比して見劣りするが、2社の事業者のうち1社に関しては着実に商標権における侵害品率を減少させており、引き続き本協議会ガイドラインに基づく自主パトロールの強化や本人確認、またはこれに代替する施策を実行し、さらなる改善に努めることを望む。

他方、昨年度に引き続き、本協議会に非加盟である1社についても検証を行ったところ、依然として侵害品率、蓋然性ともに数値が高く、また権利者等の改善要望に一向に対応する傾向が見られない。

なお、ガイドラインにて定める要件を充たさないが、客観的に見て侵害品である可能性が高いと思料される物の出品率に関しては昨年度と比べ増加しているが、効果検証分科会にて検証基準を一部改訂したことが主な要因である。詳細は、別紙1の通り。

## 2. 広報活動の成果（日本方式の普及）

昨年度に引き続き、平成21年度の報告書を英訳し本協議会のウェブ上に掲載した。これまで一般のインターネットオークションユーザーに対する啓発<sup>1</sup>は行ってきたが、本年度は知的財産権侵害品対応を実施している。権利者（団体）へ、本協議会の活動に目を向けていただくことを目途として、設立以来の取り組み成果である「日本方式」の施策<sup>2</sup>を発信した。

## 3. ガイドライン分科会の設置

2008年に「インターネット知的財産権侵害品流通防止ガイドライン」を策定後、各社において独自に削除基準を洗練してきたところであるが、月日の流れや社会環境の変化に伴い知的財産権侵害品を出品する側の手法も飛躍的に巧妙化してきたことからガイドライン分科会を設置し、互いの認識を整理した上で新加盟メンバーも含め、改めて、共通認識を持った。改訂を行ったガイドラインは別紙2の通りである。（なお、ガイドラインの全文を公表することは、侵害品出品の手口情報を公開することにつながることから、一部の公表に留めるものとする。）

## 4. 総括

設立から5年を経て、本会開催も22回を数え、当初より参加していた事業者・権利者（団体）においては、一層の相互の理解が進み、また、新たに参画した事業者・権利者（団体）はインターネットの健全な発展のために積極的に知的財産権の保護に努めた結果、毎年度の効果検証にも数値が表れるようになってきている。引き続き、「権利者とオークション事業者が協同して問題に取り組めば成果を上げる」という日本独自の問題解決方法（日本方式）を本協議会として推進したい。来年度は、本協議会の事業者及び権利者（団体）との連絡体制をより緊密にすることで、知的財産権の保護強化を推進したい。同時に、ウェブページのリニューアル等を実施し、国際社会に対する発信力強化を図りたい。

以上

---

<sup>1</sup> 一部の権利者とオークション事業者とが協力し、違法品を購入した者に対する啓発活動を実験的に行ったことを指す。詳しくは、平成18年度報告書をご参照下さい。

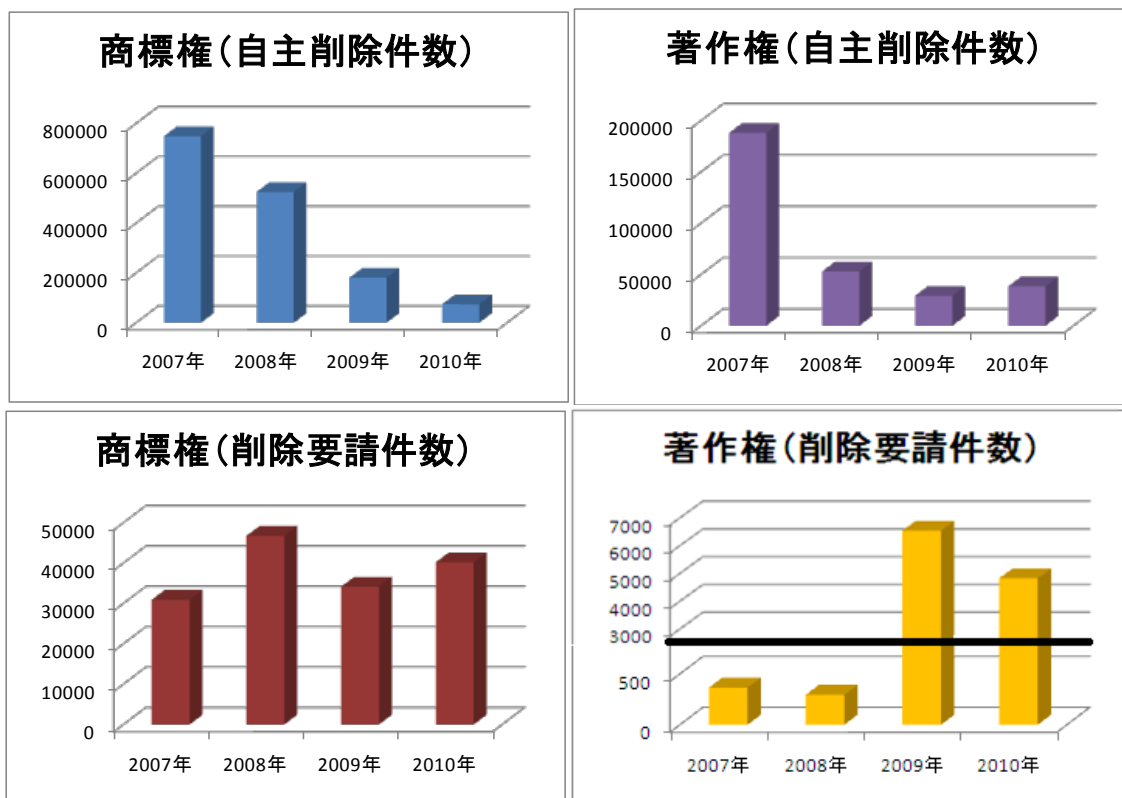
(<http://www.cipp.jp/pdf/060605.pdf>)

<sup>2</sup> 「権利者とオークション事業者が協同して問題に取り組めば成果を上げる」という日本独自の問題解決方法を指す。詳しくは、平成19年度報告書をご参照下さい。

(<http://www.cipp.jp/pdf/080331.pdf>)

(別紙)

自主削除件数、総出品数、削除要請件数の推移



(ア) 自主削除件数

オークション事業者による自主削除件数は表7のとおりである。昨年度に引き続き「知的財産権侵害品流通防止ガイドライン」に則り、適切な運用が行われた。

	商標権	著作権	総計
2007年	748,416件	187,909件	936,325件
2008年	524,802件	52,801件	577,603件
2009年	180,253件	29,202件	209,455件
2010年	74,025件	38,338件	112,363件

表7 過去4年間の1群(加盟事業者3社)による自主削除件数の推移

(イ) 主なオークションサイトの総出品数の推移

	Yahoo!オークション	楽天オークション	ビッダーズ	モバオク
2007年	1,650万件	53万件	280万件	310万件
2008年	1,817万件	107万件	537万件	334万件
2009年	2,250万件	205万件	638万件	364万件
2010年	2,212万件	284万件	766万件	451万件

表8 主なオークションサイトの総出品数の推移

Yahoo!オークション、楽天オークション、モバオクについては12月の総出品数の1日平均であり、ビッダーズは12月末日における総出品数である。

(ウ) 権利者からの削除要請件数の推移

	商標権	著作権	総計
2007年	30,907件	365件	31,272件
2008年	46,747件	294件	47,041件
2009年	34,129件	6,542件	40,671件
2010年	40,200件	4,826件	45,026件

表9 権利者からの削除要請件数の推移

※削除要請の対象は Yahoo!オークション、楽天オークション、ビッダーズ、モバオク、ガールズオークションの5社。(※2007年12月よりガールズオークションを追加)

※権利者による削除要請件数には、個別オークションの出品が停止したもの及び出品していたユーザーのIDが停止したものを含む。

※権利者によっては、どのオークションの侵害品出品の監視を行うか、対象を年ごとに変更していることから、権利者の削除要請数は、どのオークションを対象にて監視を行うかによって、異なるため、経年での単純比較をすることは難しい。

※2009年に著作権の削除要請件数が増加しているのは、ある特定のコンテンツにつき、オークション上で経年的に侵害品が出品されていたことから、権利者が集中的に削除要請を行ったためであり、2010年も同様の傾向がみられる。



(参考)

#### 日本方式の原則

1. 両者（権利者とオークション事業者）は、互いの立場を十分に尊重した上で、自身の利益のみならず、何よりも消費者の利益を護るために、共通の敵である権利侵害者に対して協同して立ち向かうべきであるとの認識に立つこと。
2. 権利者は、権利とは自動的に保護されるものではなく、自らエンフォースメントを行うべきであるとの認識に立つこと。
3. オークション事業者は、インターネットの健全な発展のために、積極的に知的財産権の保護に努めるべきであるとの認識に立つこと。
4. 両者は、対策の推進にあたり、知的財産権を保護する意義と、利用者の営業の自由や通信の秘密が担保されることの意義を対等に認め、それら両方の価値を毀損しない対応をとるべきであるとの認識に立つこと。